

寒川町職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第15号

寒川町職員の定年等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町職員の定年等に関する条例(昭和59年寒川町条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用の制限)

第2条 任命権者は、次のいずれかに該当する場合を除き、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6第4項に規定する職員として採用する場合

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)として採用する場合

2 任命権者は、異動させようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に異動させることができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員を、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動させる場合及び暫定再任用職員を異動させる場合は、この限りでない。

(勤務延長)

第3条 条例第4条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

第4条 任命権者は、勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合又は条例第4条第2項の規定により勤務延

長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

- 2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

(異動期間の延長等)

第5条 任命権者は、条例第9条の規定により異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。

- 2 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合又は同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等する場合における条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

(人事異動通知書の交付)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、当該人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合
- (3) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等を行う場合
- (4) 条例第11条の規定により他の職への降任等を行う場合

(定年前再任用)

第7条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、定年前再任用を希望する者(以

下「定年前再任用希望者」という。)に、あらかじめ定年前再任用を行う職に係る職務内容その他必要な事項を明示し、その同意を得るものとする。

2 前項に規定する定年前再任用希望者の同意は、書面によって行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第8条 条例第12条及び第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第9条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、当該人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が当然に退職する場合

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 第7条及び附則第6条第1項の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年寒川町条例第24号。以下「令和4年整備条例」という。)附則第2条第1項の規定による期限の延長について準用する。

(令和4年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

第4条 令和4年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年整備条例による改正前の寒川町職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(令和4年整備条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第5条 令和4年整備条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(令和4年整備条例による改正後の寒川町職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年整備条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年整備条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用)

第6条 任命権者は、暫定再任用(令和4年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、暫定再任用を希望する者(以下「暫定再任用希望者」という。)に、あらかじめ暫定再任用を行う職に係る職務内容その他必要な事項を明示するものとする。

2 令和4年整備条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項に規定する規則で定める情報は、暫定再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、当該人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合